

債務保証規程実施細則

令和 7 年 4 月 2 4 日

令和 7 年細則第 3 号

(総則)

第 1 条 この規程は、債務保証規程（令和 7 年規程第 4 0 号。以下「規程」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(規程第 3 条第 2 号の協議等)

第 2 条 機構は、新たに支援を受ける技術について、G X 新技術に該当するかどうか判断するに当たっては、機構の支援が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とし、当該技術の国内における商用実績が一定の範囲内（3 件程度を目安とする。）となるよう、規程第 3 条第 2 号の規定に基づき、経済産業省並びに技術に関する知見及び経験を有する者と協議するものとする。ただし、規程第 3 条第 2 号の協議において、複数の地域で当該技術を活用する G X に資する事業が行われる場合には、まとめて 1 件とみなす。

2 機構は、規程第 5 条第 3 項第 1 号イ又はロに規定する国内外又は国内の商用実績がないものに該当するかどうか判断するに当たっては、経済産業省並びに技術に関する知見及び経験を有する者と協議するものとする。ただし、規程第 5 条第 3 項第 1 号イ又はロの協議において、複数の地域で当該技術を活用する G X に資する事業が行われる場合には、まとめて 1 件とみなす。

3 機構は、規程第 3 条第 2 号の規定に基づき、経済産業省並びに技術に関する知見及び経験を有する者と協議し、G X 新技術に該当するに至ったものは、別表に定めなければならない。

(規程第 6 条に定める事由)

第 3 条 規程第 6 条に定める保証履行が相当と認められる事由は、次に掲げるとおりとすることができる。

- 一 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ若しくは暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害
- 二 前号に掲げるもののほか、機構以外の第三者に関するものであって、建設又は安定的な操業に関し生じた事由であり、かつ、債務者の責めに帰することができないもの

(雑則)

第 4 条 債務保証の実施に関し、この細則により難しい事項については、経済産業省と協議し、対応するものとする。

附 則

1 この細則は、規程について、経済産業大臣の承認を受けた日（令和 7 年 4 月 3 0 日）から施行する。

- 2 機構は、この細則について、債務保証に係る支援の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の改正を講ずるものとする。

別表 GX新技術一覧